

国際的な資源管理の推進について

平成 2 8 年 7 月 1 3 日

水産庁

目次

I. 総論

II. 公海域等における資源管理の推進

II-1. 地域漁業管理機関(RFMO)における対応

II-2. 太平洋マグロの国際的な資源管理

II-3. 基本計画における方向性

III. 我が国周辺国との連携・協力による資源管理の推進

III-1. ①中国関係、②韓国関係、③台湾関係

III-2. ロシア関係

III-3. 基本計画における方向性

IV. 捕鯨政策の推進

IV-1. 国際捕鯨委員会(IWC)における対応

IV-2. 捕鯨に対する妨害活動への対応

IV-3. 基本計画の方向性

V. 海外漁業協力等の推進

V-1. 海外漁業協力等の推進

V-2. 基本計画における方向性

I . 総論

I 総論

国際的な水産資源管理の究極の目標

①科学的根拠に基づく水産生物資源の持続的な利用を促進すること、②海外漁場等を確保することにより、もって国民に対して良質な水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展、漁村の振興等に寄与する

水産業を巡る国際的な状況

○操業規制の強化

- ・科学的根拠に基づかない規制(漁獲量、漁獲努力量等)提案の増加
- ・「環境保護」勢力による規制強化圧力の増大

○入漁条件の悪化

- ・入漁料の引き上げ
- ・操業日数割当ての削減要請
- ・沿岸国による主権的権利の行使拡大

○周辺国との競争の激化

- ・中国、台湾等の漁船(中にはIUU漁船を含む。)の増加、我が国漁業者との競合
- ・周辺国等による無秩序な操業等

○「環境保護」勢力の圧力増大

- ・有効な資源管理措置を講ずることができないIWC
- ・科学的根拠に基づかない水産利用種のCITES附属書への掲載が増加

国際的な資源管理の推進のためには

○公海域等での操業確保

地域漁業管理機関での議論を引き続き主導し、資源の持続的な利用や入漁を確保

【論点Ⅱ】

○周辺諸国との連携・協力

二国間協定等に基づく、入漁の確保、周辺国等による違法操業等への適切な対処

【論点Ⅲ】

○捕鯨政策の推進

科学的根拠に基づく生物資源の利用全体の観点も見据え、調査捕鯨の継続による商業捕鯨を再開【論点Ⅳ】

○海外漁業協力の実施

効果的かつ戦略的な海外漁業協力等により、国際的な水産資源を管理

【論点Ⅴ】

Ⅱ．公海域等における資源管理の 推進

Ⅱ-1. 地域漁業管理機関(RFMO)における対応

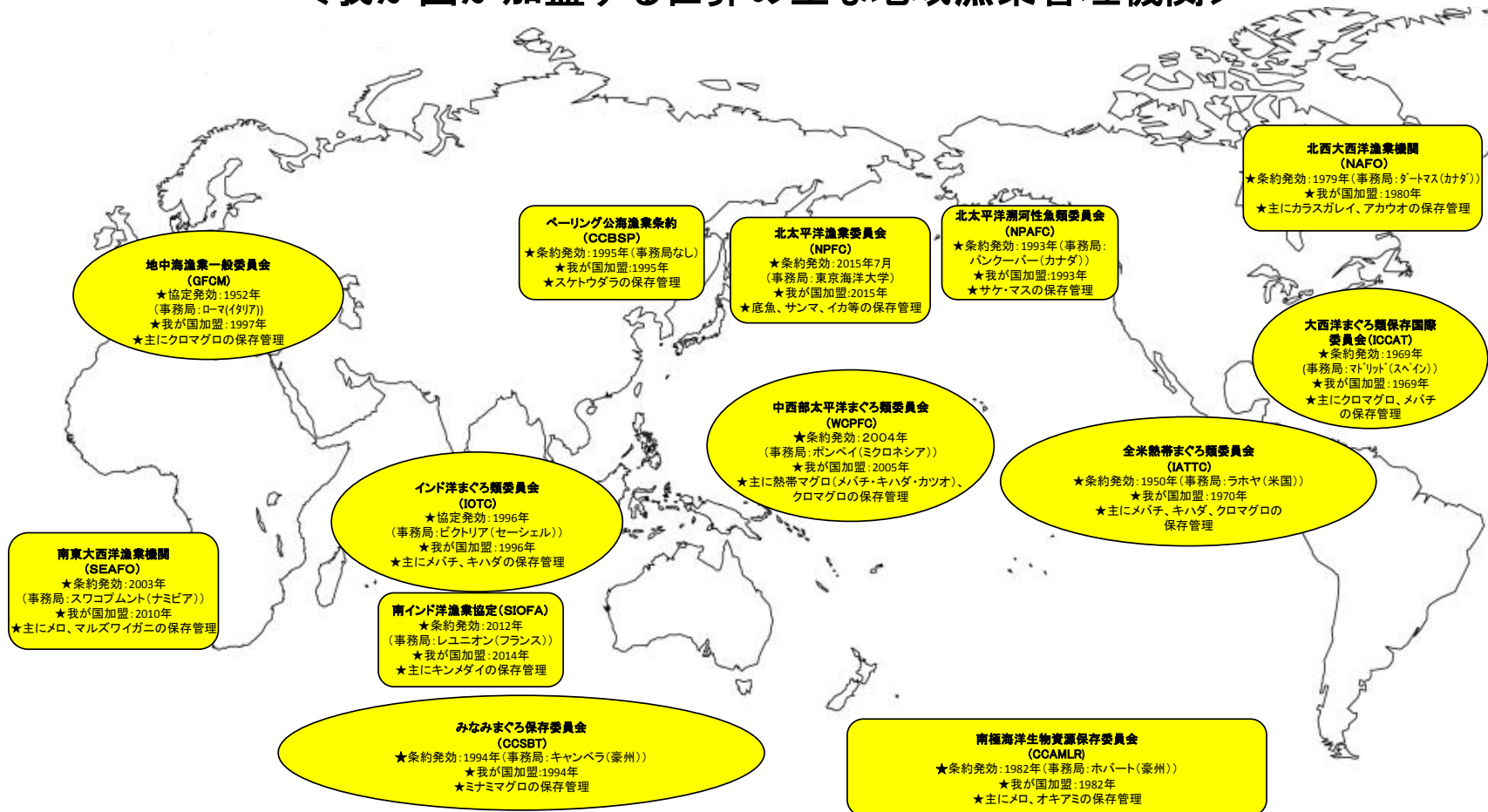
【現状】

・国際資源の持続的利用の確保のため、まぐろ類RFMOを始めとした多くのRFMOに加盟

【課題】

- ・より正確な資源評価を実施するため、生物学的データの収集を強化すること
- ・地域漁業管理機関の増加等を見据え、国内の交渉体制の強化を図ること
- ・途上国など資源管理を適切に行うことができない国などの能力強化を図ること

＜我が国が加盟する世界の主な地域漁業管理機関＞



<まぐろ類に係るRFMOにおける主な規制措置>



ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会)

<年次会合: 毎年11月開催>

- ①総漁獲可能量(TAC)の管理。(東大西洋クロマグロ
2015年漁期:16,142t、2016年漁期:19,296t、2017年漁期:23,155t)
- ②30kg未満の大西洋クロマグロの採捕、保持、水揚げを原則禁止。
- ③保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化。
- ④運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ⑤クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



IOTC (インド洋まぐろ類委員会)

<年次会合: 毎年4月又は5月開催>

- ①毎年の実操業隻数を、メバチ・キハダについては2006年水準に、ビンナガ・メカジキについては2007年水準に制限。
- ②キハダについて、2017年～2019年の各国漁獲量を、2014年水準から、まき網は15%、はえ縄は10%削減。(2014年の漁獲量がそれぞれ5,000トン超の国に適用)
- ③運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



IATTC (全米熱帯まぐろ類委員会)

<年次会合: 毎年6月又は7月開催>

- ①メバチ・キハダについて、2014～2016年の措置として以下を決定(毎年見直し)
 - (a) まき網漁業においては、62日間の禁漁及び沖合特定区での1ヶ月間の禁漁。
 - (b) はえ縄漁業においては、2007年の漁獲枠から5%削減
- ②太平洋クロマグロについて、2015年、2016年の年間漁獲上限3,300トン原則とし、2年間で6,600トンを超えないよう管理。



WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会)

<年次会合: 毎年12月開催>

- ①熱帯マグロ(メバチ・キハダ・カツオ)について、以下の措置を決定。
 - (a) 熱帯水域のまき網漁業においては、2016年の措置として集魚装置を用いた操業の4カ月間禁止、又は代替措置の導入。公海においては2017年に集魚装置使用を原則禁止。また、島嶼国以外のメンバーは自国籍大型まき網漁船隻数凍結。
 - (b) はえ縄漁業においては、メバチについて、2001～2004年の平均値から漁獲量を40%削減(2014～2017年で段階的に実施)。
- ②太平洋クロマグロについて、以下の措置を決定。
 - (a) 歴史的最低水準付近にある親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで回復させることを当面の目標とする。
 - (b) 30kg未満小型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から半減。
 - (c) 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から増加させないためのあらゆる可能な措置を実施。
 - (d) 加入が著しく低下した場合に緊急的に講ずる措置を2016年に決定。



CCSBT (みなみまぐろ保存委員会)

<年次会合: 毎年10月開催>

- ①MP(管理方式)によるミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。(2014年漁期: 12,449t、2015年～2017年漁期:14,647t)
- ②ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。

<まぐろ類以外の魚種に係るRFMOにおける主な規制措置>

NPAFC(太平洋さけ・ます保存条約)

(対象魚種)
サケ・マス

(主な規制措置)
北太平洋公海におけるサケ・マス漁業の禁止。

ベーリング公海漁業条約

(対象魚種)
スケトウダラ

(主な規制措置)
スケトウダラ資源の漁獲可能量及び国別割当量の設定。

NAFO(北西大西洋漁業機関)

(対象魚種)
アカウオ、カラスガレイ等

(主な規制措置)
①対象魚種、海区毎に漁獲可能量、国別割当を設定。
②漁具の制限。
③漁船へのオブザーバー乗船。



CCAMLR(南極海洋生物資源保存委員会)

(対象魚種)
メロ、オキアミ等

(主な規制措置)
①対象魚種、海区ごとに漁獲可能量を設定。
②メロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。
③漁船へのオブザーバー乗船。
④海洋保護区(MPA)の設置。

SEAFO(南東大西洋漁業機関)

(対象魚種)
メロ、マルズワイガニ等

(主な規制措置)
①対象魚種毎に漁獲可能量を設定。
②漁船へのオブザーバー乗船。

NPFC(北太平洋漁業委員会)

(対象魚種)
キンメダイ、クサカリツボダイ等の底魚類及びサンマ、イカ等の浮魚類

(主な規制措置)
①許可漁船登録制度
②公海サンマ漁船の許可隻数急増抑制、VMS義務付け
③暫定措置として、底魚漁業の努力量制限等を導入

SIOFA(南インド洋漁業協定)

(対象魚種)
キンメダイ、メロ等

(主な規制措置)
2012年発効。日本は2014年に加盟。
2016年の締約国会議までの暫定措置として、底刺し網漁業を自粛。

Ⅱ-2. 太平洋マグロの国際的な資源管理

【現状】

- ・太平洋マグロの資源管理については、中西部太平洋まぐろ類委員会における対応が極めて重要な役割（世界のまぐろ類の約6割がWCPFC水域で漁獲。我が国漁獲量の9割近くにあたる33万トンを漁獲）
- ・歴史的最低水準付近の資源量を回復させることが急務な太平洋クロマグロや熱帯水域における急激な漁獲量の増大に伴い、資源状況の悪化が懸念される熱帯性まぐろ類（メバチ・キハダ・カツオ）の保存管理について議論

【課題】

- ・自国EEZが主要漁場となっている島嶼国の発言力が大きく、適切な保存管理措置の採択が極めて困難なこと
- ・条約上の義務として、①島嶼国の発展の権利を認識すること、②これに関連して資源管理の実施に際し過剰な負担を島嶼国へ転嫁しないこととされており、採択された保存管理措置の抜け穴となっていること

【中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC: Western and Central Pacific Fisheries Commission)】

- ・中西部太平洋における高度回遊性魚類(マグロ、カツオ、カジキ類)資源の長期的な保存及び持続可能な利用を目的とした地域漁業管理機関。
- ・設立条約: 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約(発効: 2004年6月19日, 日本加入: 2005年7月8日)
- ・締約国等(26ヶ国・地域): 豪州、カナダ、中国、クック諸島、ミクロネシア、フィジー、フランス、日本、キリバス、韓国、マーシャル、ナウル、ニューゼーランド、ニウエ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、ソロモン、トンガ、ツバル、バヌアツ、パラオ、米国、EU、台湾、インドネシア

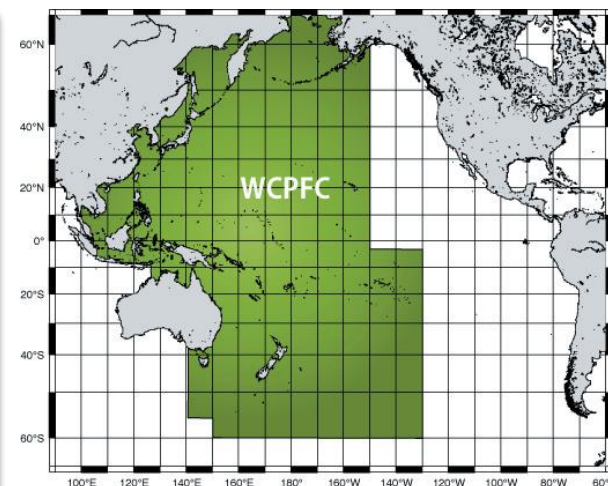
【主な現行の保存管理措置】

(1) メバチ・キハダ・カツオの保存管理措置(2014~2017年)

- ① まき網漁業: 集魚装置を用いた操業の3ヶ月間禁止に加え、2017年に、公海の集魚装置の使用を禁止し、それまでに集魚装置の使用数の削減又は使用禁止期間延長(2014年から段階的に実施)
- ② はえ縄漁業: メバチの漁獲量を2001~2004年の平均値から40%削減(2014年から段階的に実施)

(2) 太平洋クロマグロの保存管理措置(2015年~)

- ① 親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで60%以上の確率で回復させることを暫定目標とする。
- ② 30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減(日本: 8,015t→4,007t)。
- ③ 30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない(日本: 4,882t)。
- ④ 2016年の資源評価結果を踏まえ、本件措置のレビューを行う。



《今後の会合予定》

- 本年8月 北小委員会(福岡)
- 本年12月 年次会合(フィジー)

Ⅱ-3. 基本計画における方向性

- 国際資源の持続的利用の確保に向け、RFMOにおける資源管理の議論において引き続きリーダーシップを発揮し、またIUU漁業の世界的な撲滅に貢献できるよう、資源調査の拡充・強化、国際交渉の体制強化や人材育成、IUU漁業対策の強化、関係国との連携・協力を検討。

備考(具体的な方向)

① 資源調査の拡充・強化

科学的根拠に基づき必要なオブザーバーを乗船させ、漁獲量や混獲のデータ収集を強化。生殖腺、耳石等の生物学的データ収集も併せて実施し、データを質的に向上させる

② 国際交渉の体制強化や人材育成

FAO及び各RFMO事務局への人材派遣、会合参加者数(特に若手職員)の増大。また、経済的・社会的状況にも留意しつつ、必要な交渉に人的資源を集中することも検討

③ IUU漁業対策の強化

世界的なIUU漁業の撲滅に向け、RFMOや二国間での取組に積極的に参加し、違法漁獲物の輸入規制やIUU漁船の寄港規制などのIUU漁業対策を強化

④ 関係国との連携・協力

- イ 資源の持続的利用体制の構築は、RFMOにおいてかなりの部分を占める途上国の能力強化なしにはできないことを踏まえ、FAO、RFMO等における取組や二国間の協力を通じ、途上国の統計情報の改善や資源管理のための人材育成等を実施
- ロ 水産資源の国際的管理の推進に向け、RFMOにおける取組強化に積極的に参加するとともに、独自の輸入規制措置を持つEU・米国との連携強化を推進
- ハ 資源管理上問題がある国(例:NPFC海域におけるサンマやサバを対象とする中国漁船が急増し、その中には違法漁船が存在)については、RFMO通じた適切な漁業管理の実現を目指すとともに、二国間でも働きかけを強化

Ⅲ．我が国周辺国との連携・協力による資源管理の推進

Ⅲ-1-① 中国関係

【現状】

- ・日中漁業協定に基づき、排他的経済水域 (EEZ) において相互入漁による入漁を実施。毎年開催する日中漁業共同委員会で相互入漁条件や暫定措置水域での資源管理措置を協議

【課題】

- ・日本のEEZにおける中国漁船の違法操業防止や日本漁船の円滑な操業機会を確保すること
- ・中国の無許可漁船の根絶や虎網漁船等の管理強化、中国漁船の漁獲圧力削減等を通じた我が国周辺水域の資源管理を図ること

日中漁業協定 (2000年6月発効)

- ① 排他的経済水域において相互入漁による入漁を実施 (沿岸国主義)。このほか、沿岸国主義をとらない水域を設定 (日中暫定措置水域等)。
- ② 毎年開催する日中漁業共同委員会で相互入漁条件や暫定措置水域での資源管理措置を協議。

《参考: 第16回日中漁業共同委員会の結果》

○ 東シナ海における中国漁船の管理強化

① 我が国EEZにおける中国底びき網漁船の操業条件

下記により、我が国の以西底びき網漁船の円滑な操業を確保:

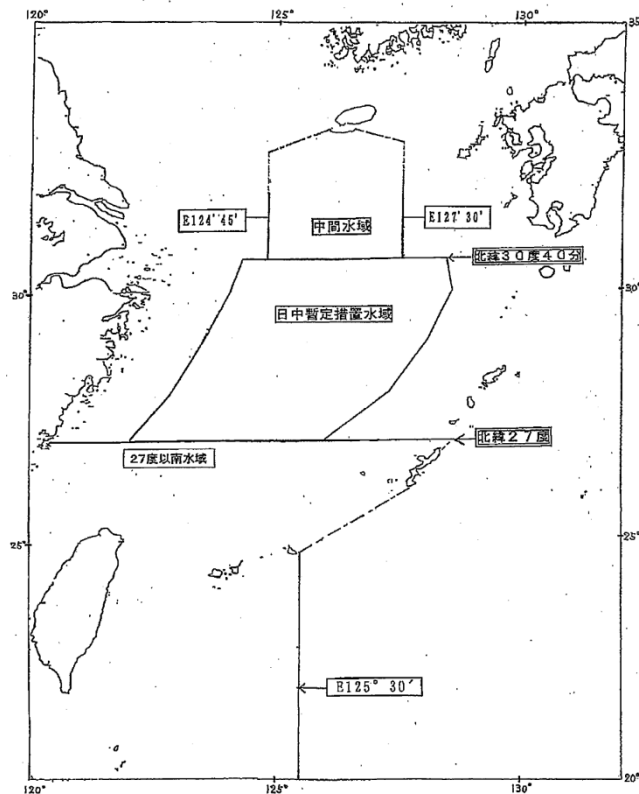
- ・ 1月1日～2月20日の禁漁期間を維持
- ・ 隻数及び漁獲割当量を削減 等

② 暫定措置水域における中国漁船の管理強化

下記により、東シナ海の資源の保存管理を推進:

- ・ 中国の無許可漁船の根絶対策の促進
- ・ 中国の許可漁船の隻数及び漁獲努力量上限の努力目標値の削減
- ・ 中国の虎網漁船等の管理強化 (隻数の凍結及び今後の削減等) の継続 等

日中漁業協定水域図



(注) 協定の適用水域に領海は含まれない。

Ⅲ-1-② 韓国関係

【現状】

- ・日韓漁業協定に基づき、排他的経済水域（EEZ）において相互入漁による入漁を実施。毎年開催する日韓漁業共同委員会で相互入漁条件や暫定水域における資源管理・操業秩序の問題について協議

【課題】

- ・日本EEZにおける韓国漁船の違法操業や日本漁船との操業トラブルを防止すること
- ・韓国EEZにおける日本漁船（まき網等）の操業機会を確保すること
- ・日本海の暫定水域におけるズワイガニ等の資源管理や韓国漁船による漁場占拠問題の解決すること

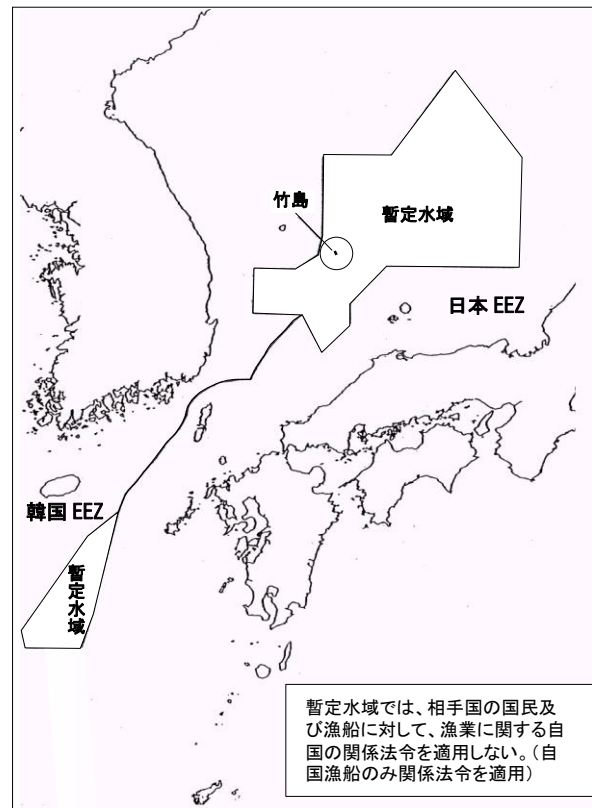
日韓漁業協定概念図

日韓漁業協定（1999年1月発効）

- ① 排他的経済水域（EEZ）において相互入漁による入漁を実施（沿岸国主義）
- ② 日本海及び済州島南部の水域に暫定水域を設定し、自国の漁船に対して操業の許可及び取締りを実施（旗国主義）
- ③ 日韓漁業共同委員会で相互入漁条件や暫定水域の資源管理措置を協議

《参考：第16回日韓漁業共同委員会の結果（2015年1月）》

- 違法操業が多い韓国はえ縄漁船の許可隻数を今後5年（2019年末）で2割（40隻）削減。
- 日本の改革型まき網漁船（199トン型漁船）の韓国水域への入漁について、2019年漁期まで、全船の入漁を確保。
- 日本海暫定水域における韓国漁船の漁場占拠問題に対し、漁場の交代利用のための官民協議会の立ち上げ。



Ⅲ-1-③ 台湾関係

【現状】

- ・日台民間漁業取決めに基づき、取決め適用水域を設定。毎年開催する日台漁業委員会で取決め適用水域における操業ルール等について協議

【課題】

- ・取決め適用水域において、日本漁船(沖縄・宮崎等)が、台湾漁船とのトラブルなく操業できるよう、適切な操業ルールを確保していくこと
- ・違法漁船の取締りや漁具被害等への支援対策を行っていくこと

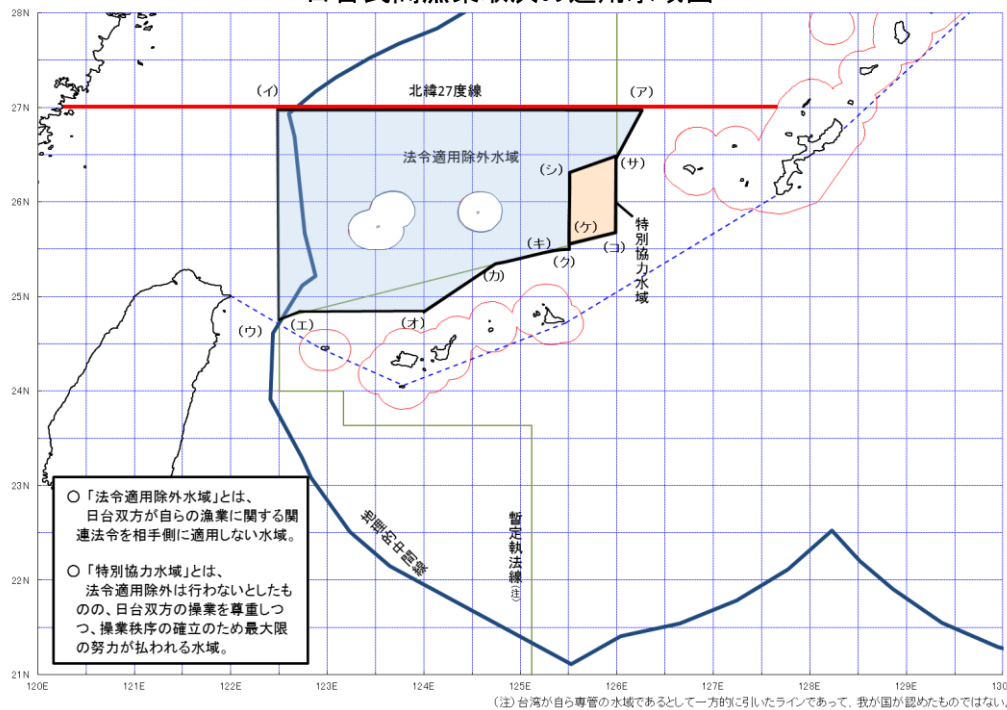
日台民間漁業取決め(2013年4月署名)

- 東シナ海における平和と安定の維持、友好と互惠協力の推進、海洋生物資源の保存と合理的利用及び操業秩序の維持を図ることが目的。
- 本取決めの適用水域において、日台双方の漁船の操業を認めつつ、日台漁業委員会を設置し、操業の安全確保等について協議。

《参考：日台漁業委員会第5回会合の結果》

- ・ 2016年3月の日台漁業委員会において、同年4月以降の操業ルールを決定。
- ・ 八重山北方三角水域における昼夜交代での利用や特別協力水域における棲み分け(北半分は日本の操業方法、南半分は台湾の操業方法)等で合意。

日台民間漁業取決め適用水域図



(注)取決めの適用水域に領海は含まれない。

Ⅲ-2. ロシア関係

【現状】

- 日口間には、日本漁船の操業に関して3つの「政府間協定」と1つの「民間協定」が存在
- これらの枠組みの下、漁獲量等に見合う負担として妥当なものと漁業者が判断した上で、一定の協力費等を支払うことにより日本漁船が操業

【課題】

3つの「政府間協定」と1つの「民間協定」の枠組みを堅持しつつ、

- 日本漁船の操業機会を合理的な協力費等の負担の下で安定的に確保すること
- その操業機会の確保の基礎となる、ロシアとの漁業分野における協力を拡大すること
- 日本水域で操業するロシア漁船に起因する日本漁船とのトラブルを抑止すること

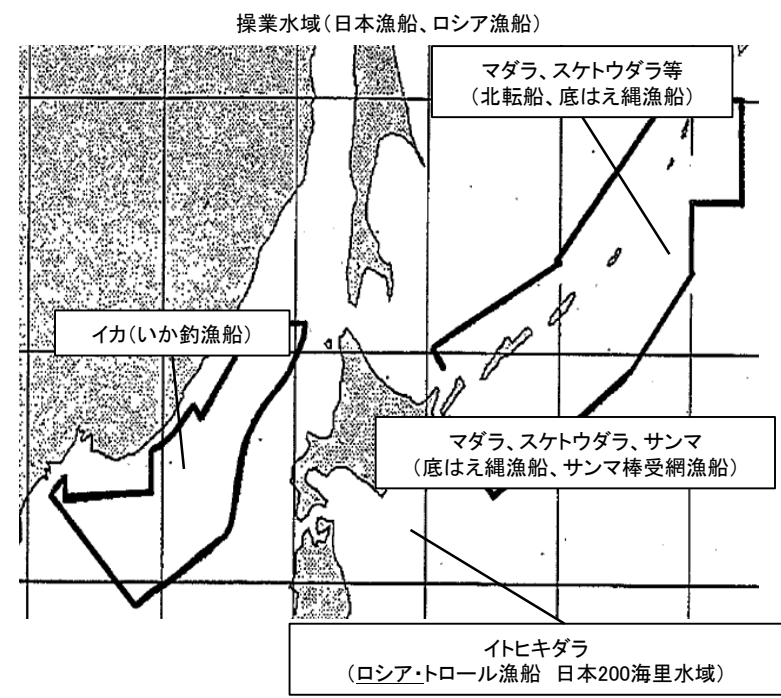
日ソ地先沖合漁業協定(1984年12月発効)

- ① 日本とロシアの200海里水域において相互入会による入漁を実施
- ② 毎年開催する日口漁業委員会で操業条件を決定(例年11~12月頃開催)

《参考》 2016の操業条件

(日本)サンマ、イカ、スケトウダラ、マダラ等
 漁獲割当量 相互枠:63,456トン(昨年 62,396トン)
 協力費(機材供与):4.2億円(昨年 3.3億円)
 有償枠(日本のみ):1,045トン(昨年 2,026トン)
 有償見返り金:3,368万円(昨年 8,744万円)

(ロシア)イトヒキダラ、サンマ、サバ等
 漁獲割当量 相互枠:63,456トン(昨年 62,396トン)
 操業水域 北海道から関東にかけての太平洋側

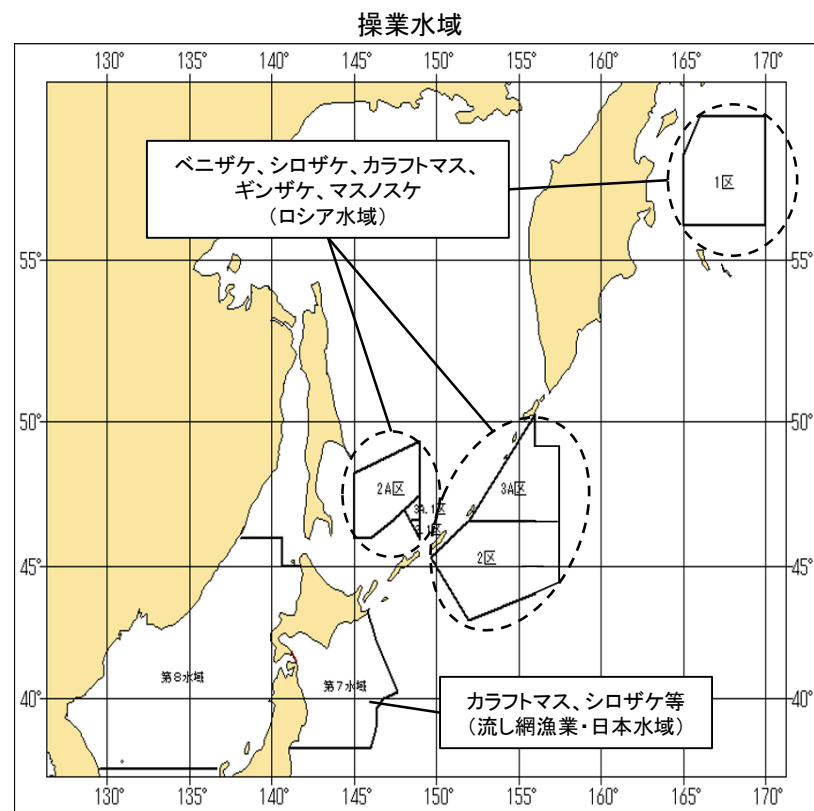


日ソ漁業協力協定(1985年5月発効)

- ① 「我が国200海里内」及び「ロシア200海里内」における、我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの操業を確保
- ② 毎年開催する日ソ漁業合同委員会(我が国200海里内)及び日ソ政府間協議(ロシア200海里内)で操業条件を決定(例年3~4月開催)
- ③ 2016年1月よりロシア水域での流し網漁が禁止されたことに伴い、2016年のロシア200海里水域においては、我が国の調査船による曳き網を用いた試験的操業を実施

《参考》2016年の操業条件

- ① 我が国200海里水域(カラフトマス、シロザケ等)
漁獲量:2,050トン(昨年同)
協力費(機材供与):2億6405万円~3億6万円(昨年同)
- ② ロシア200海里水域
(我が国の調査船による曳き網を用いた試験的操業)
漁獲割当量:68.88トン(昨年(流し網)の割当量 1,962トン)
入漁料:約2,118万円(昨年(流し網)の入漁料 約6億円)



このほか、「北方四島周辺水域操業枠組協定」(政府間協定)、「貝殻島昆布協定」(民間協定)に基づき、日本漁船が操業

Ⅲ－3. 基本計画における方向性

- 資源を共有する周辺諸国・地域と連携・協力を強化し、水産資源管理をより一層推進し、我が国漁船の操業機会を確保していくため、国別の適切な漁獲割当量・許可隻数などの保存管理措置や操業ルール等の適切な設定とその遵守の徹底等を図る
- 関係国等が共同で資源管理することとされている水域（日韓暫定水域、日中暫定措置水域等）については、それぞれの状況を踏まえつつ、漁業共同委員会などの場での協議を通じた関係国等の協力に基づき、適切な資源管理や操業機会の確保を推進する。また、これらの水域や隣接する我が国の排他的経済水域に投棄された漁具が、我が国漁船の操業や水産資源に悪影響を及ぼすので、その防止措置や漁具の回収を推進する

備考（具体的な内容①）

① 中国

日中漁業協定に基づき、

イ 日本EEZにおける中国漁船の違法操業を防止し、日本漁船の円滑な操業機会を確保する

ロ 中国の無許可漁船の根絶や虎網漁船等の管理強化、中国漁船の漁獲圧力削減等を通じた我が国周辺水域の資源管理を図る

備考（具体的な内容②）

② 韓国

日韓漁業協定に基づき、

- イ 日本EEZにおける韓国漁船の違法操業を防止し、日本漁船との操業トラブル抑止を図る
- ロ 韓国EEZにおける日本漁船の操業機会を確保する
- ハ 日本海の暫定水域における資源管理や韓国漁船による漁場占拠の問題解決を図る

③ 台湾

日台民間漁業取決めにに基づき、日本漁船（沖縄・宮崎等）が、台湾漁船とのトラブルなく操業できるよう、適切な操業ルールを確保する。また、違法漁船の取締りや漁具被害等への支援対策を行う

④ ロシア

日本漁船の操業に関する3つの政府間協定と1つの民間協定の枠組みを堅持しつつ、

- イ 日本漁船の操業機会を合理的な協力金等の負担の下で安定的に確保する
- ロ その操業機会の確保の基礎となる、ロシアとの漁業分野における協力の拡大を模索する
- ハ 日本水域で操業するロシア漁船に起因する日本漁船とのトラブル抑止への対応を行う

IV. 捕鯨政策の推進

IV-1. 国際捕鯨委員会(IWC)における対応

【現状】

- ・鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、科学的根拠に基づき、商業捕鯨の再開を目指す

【課題】

- ・持続的利用支持国を拡大すること
- ・IWCにおいて科学的根拠に基づく建設的な議論を実現すること
- ・ICJ判決を踏まえて策定した新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A)の確実な実施を行うこと
- ・北西太平洋における新調査計画の策定及び確実な実施を行うこと

○環境NGOの影響力拡大(注1)等を背景として、IWCは1982年に商業捕鯨モラトリアムを採択、1988年以降、商業捕鯨は一時停止

○IWC科学委員会は不確実性の下でも安全に鯨類資源を管理できる改訂管理方式(RMP)を開発(1992年)、1994年にIWCが採択(注2)

○反捕鯨国が多数派を占め(反捕鯨国50カ国、持続的利用支持国38カ国、平成28年6月現在)、RMPの採択にも関わらず、商業捕鯨再開に向けた議論は停止(注3)

○平成26年3月、ICJは我が国の第Ⅱ期南極海鯨類捕獲調査(JARPAⅡ)を違法と判示

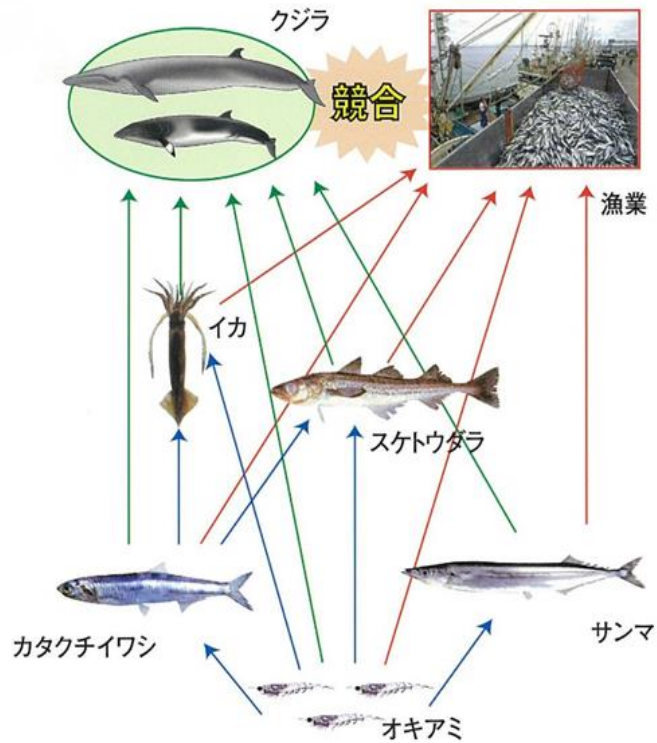
(注1)環境NGOの活動はその後、公海流し網漁業の禁止、マグロ延縄漁業による海鳥の混獲問題、クロマグロやサメの貿易規制提案等、他の漁業・魚種に拡大

(注2)RMP:資源量の変動を捕獲枠の計算にフィードバックすること等により、鯨資源を危機にさらすことなく持続可能な捕獲枠を算定する方式。同様の管理方式がミナミマグロをはじめとする他の水産資源管理に応用されている。

(注3)モラトリアムの修正(捕獲枠設定)のためには4分の3以上の支持が必要。

＜クジラと漁業の競合問題＞

1. クジラによる漁業との競合問題とは、カタクチイワシやサンマ、スケトウダラ、サケ、イカなどの商業漁業対象種をクジラが食べてしまうことによる問題。増加したクジラによるこの捕食行動が、漁業に深刻な影響を与えていると懸念されている。



(クジラと魚類の競合関係図)

2. このため鯨類資源調査においては、致死調査の一貫として、鯨類の胃内容物を調査。

(1) 致死調査の例

- 資源の構成(耳垢栓による年齢組成分析など)
- 系群の分布(組織サンプルの遺伝解析)
- 摂餌生態(胃内容物)



イワシクジラ胃内容物
(マイワシ)



ニタリクジラ胃内容物
(カタクチイワシ)

(2) 非致死調査の例

- 資源量(目視による個体数推定)
- 系群の分布(組織サンプルの遺伝解析)



皮膚標本を採取するレーザー銃を用いたサンプリング

IV-2. 捕鯨に対する妨害活動への対応

【現状】

- ・我が国の捕獲調査に対する反捕鯨団体からの妨害行為に対しては、関係省庁と連携して安全対策を実施
- ・イルカはIWCの管理対象外であり、我が国のイルカ漁業は、法令に基づき、科学的根拠に基づく適切な資源管理の下で実施されていることを発信

【課題】

- ・過激化するシー・シェパード等による我が国捕獲調査に対する妨害行為へ適切な対応を行うこと
- ・我が国イルカ漁業への抗議活動へ適切案対応を行うこと

○南極海調査における安全対策

- ・水産庁監視船の派遣
- ・海上保安官の乗船 など

○反捕鯨団体による妨害活動

- ・我が国調査船のスクリューに向けたロープ投入
- ・信号ロケット弾の発射
- ・異常接近、接触 など

○イルカ漁業への抗議・妨害

- ・2010年の映画「The Cove」以降、太地町において漁業者の撮影やつきまとい等のいやがらせ行為が急増
- ・毎年9月1日(太地町のイルカ追込漁の解禁日)を「世界イルカデー」と称して、世界中で抗議活動を実施



ボブ・バーカー号が、第3勇新丸に異常に接近し、船尾に衝突(2013/2014)



IV-3. 基本計画における方向性

- 鯨類資源について、生物資源全般の科学的根拠に基づく持続的な利用を促進するという広い観点を意識しつつ、鯨類捕獲調査の確実な実施による商業捕鯨の早期再開を目指すとともに、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む

備考(具体的な内容)

- ① 引き続き、持続的利用支持国との連携強化を図り、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用への理解を広めるとともに、IWCにおいて科学的根拠に基づく商業捕鯨の再開を目指す
- ② 科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用の確保に資するべく、ICJ判決を踏まえた我が国鯨類捕獲調査計画の国際法的・科学的な正当性についての理解を促進し、鯨類捕獲調査を確実に実施する
- ③ 生物資源全般の持続的利用を促進するというより幅広い視点から、FAO等の国際機関との協力及びCITES、RFMO等の他の国際会議における持続的利用支持国との連携を活用し、鯨類の持続的利用に向けた協力関係を強化する
- ④ 妨害の予防・抑止に向け、外交ルートを通じ、関係国へ実効性のある具体的な措置を講じるよう働きかけを継続するとともに、IWCやIMO(国際海事機関)といった国際機関の場においても働きかけを実施。また、内閣官房総合海洋政策本部等関係省庁と連携し、政府全体として効果的な対策を実施する
- ⑤ 政府広報の展開、国内・海外へのマスコミの情報発信のやり方を工夫し、国内外の理解促進を強化する

V . 海外漁業協力等の推進

V-1. 海外漁業協力等の推進

【現状】

- ・発展途上国の200海里水域では、かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業等が操業
- ・かつお・まぐろ漁業では太平洋諸国EEZの漁獲量が全漁獲量の4割を占め、非常に重要な漁場
- ・入漁料引き上げ、現地での水揚げ義務等の入漁条件の悪化
- ・国際機関・地域漁業管理機関等における科学的根拠に基づかない規制の提案や水産資源や漁業の管理を環境問題の一つとして捉える流れ

【課題】

- 「水産生物資源の持続的利用促進」と「我が国漁業者の海外漁場等の確保」の観点から、
- ・国際会議や二国間の漁業交渉の日程を踏まえ、ハイレベル外交における積極的な働きかけを行うこと
 - ・相手国のニーズを踏まえ、迅速かつ柔軟に海外漁業協力を展開すること
 - ・相互理解・信頼関係の構築等のため、相手国政府に行政アドバイザー等の派遣を一層促進すること

漁業インフラ整備等の協力 (水産無償資金協力)

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、その国の水産分野における経済社会開発プロジェクトの実施のために必要な資金供与を行う。

(例)

- ・漁港等の漁業生産基盤
- ・水産物流通・加工施設
- ・研究・研修施設の整備・建設 など

人材育成・能力構築 (JICAによる技術協力)

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、経済・社会開発に必要な技術普及や技術水準の向上を図るための協力を行う。

(例)

- ・技術協力プロジェクト
- ・研修員受入れ
- ・専門家派遣
- ・開発調査 など

漁場確保のための民間協力 (国際漁業振興協力事業)

我が国と入漁等の関係がある沿岸国の要請に応え、求められる協力や友好的な漁業関係を有する開発途上国に対する協力を行う。

(迅速かつ柔軟な協力を実施)

(例)

- ・水産関連施設機能回復支援
- ・水産振興・資源管理のための専門家派遣、資機材の供与
- ・研修員等受入れ
- ・海外漁業協力事業資金の貸付 など

各国際機関・RFMOへの支援 (拠出金)

各国際機関やRFMO(地域漁業管理機関)による、各国が共通する課題解決のための取組支援を行う。

(例)

- ・FAO(RFMO間連携強化、CITES関連等)
- ・各RFMO(研究体制向上、統計情報収集能力向上等)
- ・SEAFDEC(持続的養殖普及、資源回復推進等)

V-2. 基本計画における方向性

- 「水産生物資源の持続的利用促進」と「海外漁場等の確保」のため、海外漁業協力の効果的かつ戦略的な実施、入漁国と共存共栄できる現地化等を検討

備考(具体的な内容)

① 水産生物資源の持続的利用促進

- イ 水産生物資源の持続的利用について我が国と共通の立場をとる開発途上国との協力関係の構築を図る
- ロ 国際機関への協力を通じて、地域的な協力体制を構築する

② 海外漁場等の確保

- イ 開発途上国(特に大洋州諸国、アフリカ諸国)への水産振興支援を通じ、海外漁場の確保を図る
- ロ 我が国漁業者への必要資金の貸付けにより、合併を含む海外における漁業者の事業活動を支援する
- ハ 我が国漁業者が受入可能な海外漁場における操業条件の確保に努める